

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 非課税と免税

Q : 消費税には非課税と免税があるそうですが、どのように違うのですか？

A : 課税売上割合を計算する場合に取扱いが違います。

【解説】

消費税では、次のすべての要件を満たす取引を課税対象としています。

- ① 国内において行なうもの
- ② 事業者が事業として行なうもの
- ③ 対価を得て行なうもの
- ④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供

ただし、土地の譲渡や貸付、株式等の譲渡など、その性格上課税対象とならないものや医療、学校の授業料など政策的配慮に基づくものについては、非課税とされています。

また、課税取引のうち、輸出として行われる資産の譲渡や貸付け、海外旅行や国際通信・郵便などについては、免税という規定を設けて消費税を免除することとしています。

非課税も免税も消費税がかからないという点では同じなのですが、課税売上割合を計算する場合に違いがみられます。

課税売上割合＝

$$\frac{\text{課税売上高} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

※課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入

にかかる消費税額の全額が控除できますが、95%未満の場合には、一定の金額しか控除できないというところに影響がでますので、これらは明確に区分しなければなりません。

